

議案第 4 号

中一サポーター設置規程を廃止する訓令について

中一サポーター設置規程を廃止する訓令を別紙のとおり定める。

平成25年3月13日

沖縄県教育委員会

(別紙)

中一サポーター設置規程を廃止する訓令

教 育 庁

中一サポーター設置規程（平成22年沖縄県教育委員会訓令第3号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

## 訓令案の概要説明

義務教育課

## 1 件名

中一サポーター設置規程を廃止する訓令

## 2 廃止の経緯及び必要性

平成 22 年度から開始した「中一ギャップ対策事業」は、県の単独事業であるが、平成 24 年 9 月から実施している「中学生いきいきサポート事業」にて、取り組みの拡充を図るため、当該職である「中一サポーター」を廃止する。

なお、平成 25 年度から当該嘱託員の採用は行わない。

## 3 訓令案の概要

- (1) 中一サポーター設置規程（平成 22 年 3 月 31 日沖縄県教育委員会訓令第 3 号）を廃止する。
- (2) この訓令は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 4 関係機関との調整状況

総務私学課と調整済

## 5 添付資料

- (1) 中一サポーター設置規程（平成 22 年 3 月 31 日沖縄県教育委員会訓令第 3 号）

中一サポーター設置規程を次のように定める。

中一サポーター設置規程

(設置)

第1条 中学校の初期の段階における学習や環境の変化に適応することが困難であると認められる生徒の不登校、いじめ等問題（以下「不登校等問題」という。）の未然防止、早期発見及び迅速な解決を支援するため、教育事務所に中一サポーターを設置する。

(身分)

第2条 中一サポーターは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 中一サポーターは、教育事務所の所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学業が不振と認められる生徒に対し、学習支援を行うこと。
- (2) 不登校となるおそれのある生徒及びその保護者並びに教職員に対する教育相談及び当該生徒の登校を支援すること。
- (3) 不登校等問題の未然防止、早期発見及び迅速な解決に関し所長が必要と認め指示した事項に関すること。

(委嘱)

第4条 中一サポーターは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）により普通免許状を有し、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 生徒指導に関し専門的な知識を有する者
- (2) 教育相談に関し専門的な知識を有する者

(委嘱期間)

第5条 中一サポーターの委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

(報酬等)

第6条 中一サポーターの報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第7条 中一サポーターの1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、所長が別に定める。

2 中一サポーターの勤務場所及び勤務時間は、所長が別に定める。

(服務)

第8条 中一サポーターは、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 中一サポーターは、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 中一サポーターは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 中一サポーターは、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第9条 教育委員会は、中一サポーターが次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務の執行を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 中一サポーターとして不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、中一サポーターに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 (略)